

2024年9月9日

各位

委託会社名 大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小松 幹太
担当者の役職氏名 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司
(連絡先 0120-106212)

「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」の 受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる 約款変更の可能性に関するお知らせ

当社が設定・運用しております「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」(銘柄コード 1465) (以下、当 ETF といいます。)におきまして、受益権口数が減少し、約款に定める償還の条件に該当し、信託の終了および上場廃止の可能性が発生いたしましたことをお知らせいたします。

当 ETF は約款において受益権口数が 20 営業日連続して 5 万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、2024 年 9 月 9 日時点の受益権口数が 27,996 口となり、5 万口を下回ることとなりました。本日以降、2024 年 10 月 8 日まで継続して受益権口数が 5 万口を下回ることにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなる場合は、信託終了日(償還日)を 2024 年 11 月 12 日とする約款変更および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行うことを、本日決定いたしました。当該約款変更は 2024 年 11 月 9 日に適用となる予定です。償還金の支払いは信託終了日から 40 日以内に開始いたします。

当 ETF は東京証券取引所において監理銘柄(確認中)へ指定される見込みです。また、信託の終了が決定した場合は整理銘柄に指定される見込みとなっております。この場合、2024 年 11 月 8 日を東京証券取引所における最終取引日として 2024 年 11 月 9 日に上場廃止となる見込みです。

信託の終了を決定しない限り、連動対象指数である「JPX 日経 400 インバース・インデックス」に連動した運用を継続してまいります。信託の終了を決定し、連動対象指数に連動する運用を行えなくなった場合は別途お知らせいたします。なお、信託の終了が決定した場合は、繰上償還に備えて、2024 年 10 月 9 日以降に保有する有価証券の全売却を実施することを予定しており、実施した場合は、当 ETF の基準価額は対象株価指数の値動きに連動しないこととなります。

また、2024 年 10 月 8 日までに受益権の口数が 5 万口以上となった場合は信託の終了および信託終了にかかる約款変更を行いません。その場合、適時開示ならびに弊社ホームページにてお知らせいたします。

今回の約款変更は当初より約款において規定していた条項に該当したことに伴うものであり、「その変更の内容が重大なもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

当ETFの情報につきましては、以下をご参照ください。

ダイワのiFreeETFウェブサイト：<https://www.daiwa-am.co.jp/etf/index.html>

[スケジュール (予定)]

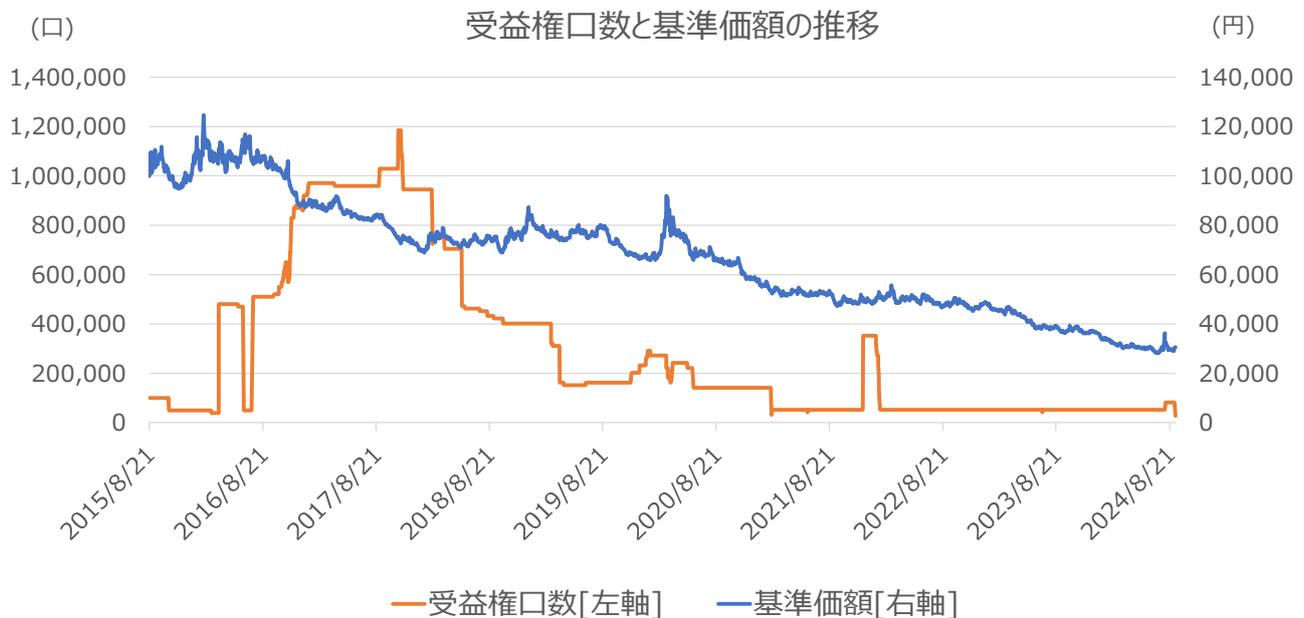
本日以降、受益権の口数が20営業日連続で5万口を下回った場合は、下記のスケジュールとなる予定です。

2024年9月9日(月)	東京証券取引所における監理銘柄(確認中)への指定
2024年10月8日(火)	東京証券取引所における整理銘柄への指定
2024年11月8日(金)	東京証券取引所における最終取引日
2024年11月9日(土)	東京証券取引所における上場廃止日/約款変更適用日
2024年11月12日(火)	信託終了日
2024年12月20日(金)	償還金支払開始

当ETFへのご投資にあたっては、上述の点につき、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

[受益権口数と基準価額の推移]

直近数年間は、受益権口数は横ばいで推移しておりました。2024年9月6日の換金申し込みにより、2024年9月9日時点の受益権口数は27,996口となりました。



※基準価額は10口当たりです。

[約款の新旧対照表 (案)]

追加型証券投資信託
iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス
約款変更の新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>(信託期間)</p> <p>第 4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項、同条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、第51条第2項に定める受益権の口数が20営業日連続して5万口を下ることとなった場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から2024年11月12日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第38条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年8月21日から2016年1月10日までとし、<u>最終計算期間は、2024年1月11日から2024年11月12日までとします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 償還は、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(以下「信託終了時受益者」といいます。)に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</u></p> <p><u>⑦ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権口数で除した額とします。</u></p> <p>⑧ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了時受益者に対して、受託者または第2項の取引参加者から支払います。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第 4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項、同条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第38条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年8月21日から2016年1月10日までとします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し</p>

変更後	現行
<p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ (略)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第8項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>て、受託者または第2項の取引参加者から支払います。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ (略)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上